

第32回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和5年2月6日(月)午前10時00分より、第32回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号議案 非農地通知の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛
14番 山本 晃一郎			

(欠席委員)

13番 水主 哲寛

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午前 10 時 00 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数 14 名の内、出席委員は 13 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>なお、1 月 24 日からの大雪の関係で、25 日に予定しておりました現地調査は中止させていただき、担当委員には、後日、事務局の同行なしに個別に現地確認を行っていただきましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 32 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、中林委員、山崎委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中林委員、多羅尾委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して 3 件をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、農地中間管理事業ではない利用権の設定です。現在も借人である法人の代表者の父親との間で本年 3 月 31 日まで利用権が設定されており、実質的には更新ですが、法人としては新規扱いとさせていただいております。期間は 9 年間となります。</p> <p>番号 2 につきましては、農地中間管理事業により、京都府農業会議を介して新規の利用権を設定するものです。</p> <p>マッチングについては、令和 4 年 10 月 31 日開催の連絡調整会議において、「農地中間管理事業に係る宇治市での基本的な考え方」に基づき優先順位が決定され、現耕作者として優先順位 1 位の借受希望者とのマッチングが成立したものでございます。期間は 10 年間となっております。</p> <p>番号 3 につきましても中間管理事業による利用権設定ですが、同一人間での更</p>

	<p>新となります。期間は5年間となっております。</p> <p>以上3件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、中林委員と多羅尾委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中林委員	<p>報告します。先ほど説明があったように、当日は雪で行けませんでした。後日、事務局の説明を受け、現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の伊勢田町及びの利用状況につきましては、きちんと耕起済みの田でした。</p> <p>伊勢田町及びの利用状況につきましては、胸元くらいまでの草が生えていました。当該地は何度か前を通っているのですが、田植えが遅く、草も生えてきてそのままになっています。そうなっている理由について、詳しくは事務局から説明があると思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
多羅尾委員	<p>報告します。後日事務局の説明を受け、単独で現地調査に行っていました。</p> <p>番号2の小倉町及び並びに小倉町の利用状況につきましては、耕起済みの状態で、管理状況は問題ないかと思われます。</p> <p>番号3の小倉町の利用状況につきましては、稲刈り跡でまだ耕起されていませんでしたが、管理状態は良好でした。</p> <p>以上です。</p>
局長	<p>中林委員からお話がありましたが、番号1の地図番号3及び4につきましては、水稻の新品種を試験栽培されている田んぼとのこと。現在は背丈くらいの雑草が生えていたり、稲がそのままになっていたりするのですが、春までにはきちんとするとお聞きしております。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
小島委員	<p>番号2の借人は広報部会として昨年取材しましたが、水稻の専業農家さんで、当ても営農規模を拡大したいと仰っていました。</p>

議 長	J A 青年部に入っている方ですね。
水谷推進委員	番号 1 の借人は、地図番号 3 及び 4 だけ試験的に草刈りしていなかっただけで、他はきれいにされているんですか。
局 長	そうです。
中西委員	親子共に真面目な方です。安心してもらって大丈夫だと思います。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	次に、「第 2 号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第 2 号議案 非農地通知の決定について」一括して 6 件をご説明申し上げます。
	まず、本議案につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判断していた農地のうち、東西笠取及び二尾地区における非農地判定のための現地調査を令和 5 年 1 月 10 日に農地部会委員と村田推進委員、事務局職員が同行し実施して参りました。
	いわゆる違反転用の疑いで指導対象と判断したものは含まれておりません。非農地決定の対象は、7 筆、4,711㎡となり、内農用地区域は、3 筆 3,119㎡となっております。
	以上です。
議 長	説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
北浦委員	大分昔から、場所によってはお祖父さんの代から放ったらかしの所が多いで

	<p>す。住所不明になっている方は、たしか大昔に出ていかれた一族の方ですし、他の所有者でとっくに亡くなっていらっしゃる方もいます。</p>
議長	<p>所有者が生存しているかどうか、分からないんですか。</p>
北浦委員	<p>この家の方だと分かる人もいますが、所有者として議案書に記載されているのはそれよりずっと昔の人です。そのお子さんであっても何十年も前に亡くなっているようなところもあります。</p>
議長	<p>相続されていないんでしょうか。それとも相続はしているけれど、名義変更をされていないのかもしれませんがね。</p>
北浦委員	<p>土地の価格が高いところならすぐに登記すると思いますが、笠取では放ったらかしが多いです。</p>
議長	<p>資産価値が低いと、なかなか相続しないんでしょうね。</p>
北浦委員	<p>どんどん前の代のままになっていくので、こんなところを放っておいたら次はもう相続できなくなります。</p>
山本委員	<p>非農地通知の決定については問題ないと思いますが、徳田委員さんの見解をお聞きしたいです。三代前の相続となると大変だと思いますが、そういった事例は全国的には物凄くあると思います。</p>
徳田委員	<p>日本全体がそうだと思います。</p>
山本委員	<p>相続的には追いかけてやってもらうしかないんでしょうか。</p>
徳田委員	<p>登記をきちんとなしないと罰則があるというような話も出ています。ただ売却等される訳じゃないなら、直接的な影響はないかもしれません。</p>
議長	<p>他に資産価値のある土地とこういった土地の両方を持っていたら、前者を相続するときに後者も相続しないといけなくなるんじゃないですか。</p>
徳田委員	<p>登記の問題だけで言えば、一部の土地のみを登記することは可能です。</p>

議 長	全部ちゃんとしないといけない、という形にならないと徹底していくのは難しいですね。
水谷推進委員	山裾や山林化しているところは良いかと思いますが、優良な田畑の横の水路が昔のままの名前になっているところがあります。そういう農振地域の中のきちんと管理しないといけない場所については、がんばって整理しないといけないんじゃないでしょうか。
議 長	整理するというのはどういうことでしょうか。
水谷推進委員	役所の機能で調べてもらえばどうでしょうか。山林は追いかける仕組みになっていますから、そこと同様にすれば良いのではないのでしょうか。京滋バイパスの関係でたくさん不在地主がいるので、優良な農地の横の水路についても、農林サイドと調整して追いかけていったら良いかなと思います。
局 長	<p>相続登記の義務化ということで法改正がされておりますので、今後は罰則規定も適用されていくということになるかと思えます。</p> <p>農業委員会の担っている役割として、不明土地の追跡調査というものもあります。ただ、どういうケースでやるのかというと、利用権の設定をする際に誰が所有者か分からなくなった土地について、相続人を確認するといったものです。</p> <p>本件については、基本的に非農地決定すれば終わりになります。農業委員会としてどこまでのことをやるべきか、やるケースかどうかということについては農政サイドと協議しながら、課題としては認識していけたらと思っております。</p>
議 長	<p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。

	<p>本件につきましては、露天駐車場30台分を整備するための転用で、隣接農地はありません。農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、隣接地の分譲住宅の整備に伴う一時転用で、工事車両の進入路及び資材置場として使用された後、畑に戻される予定です。農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。
	なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。

(午前10時25分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____